

# 市政

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

# トピックス

## 国民健康保険税 条例改正

### ◆課税限度額の改定

国保税は、計算した税額が一定の限度額を超える場合、この限度額で課税されることになっていきます。中間所得者層の負担を軽減するための国の改正に基づき、この課税限度額を、医療分47万円から50万円へ、後期高齢者支援金分12万円から13万円へ、介護分9万円から10万円に引き上げさせていただきます。

### ◆国保税軽減の拡大

一定の所得以下の世帯については、被保険者均等割と世帯別平等割が軽減されますが、その軽減の率を拡大いたします。(別表1)

ただし、所得の少ない世帯でも所得申告がされていない場合は、軽減

【別表1】

世帯主及び国保加入者の総所得金額	軽減率 (改正前)	軽減率 (改正後)
33万円以下	6割	7割
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)以下	4割	5割
33万円+(35万円×加入者数)以下		2割

【別表2】

対象者	<p>離職日の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の (1)特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職) (2)特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職) として求職者給付(基本手当等)を受ける方です。 ※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、 23、31、32、33、34に該当される方。 ※高齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となり ません。</p>
減額期間	<p>離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度 末までの期間です。 ただし、平成21年3月31日以降平成22年3月30日以前の 離職の場合は、平成22年度に限り減額の対象となります。</p>

の対象になりませんので、申告のお済みでない世帯の方はお申出ください。  
申告のない非課税の方でも国民健康保険では申告が必要になります。  
◆倒産・解雇などで職を失った方に対する国保税の減額  
平成21年3月31日以降に解雇などにより失業をされて一定の条件を満たす方は、平成22年度からの国保

税の算出にあたっては、前年の給与所得を100分の30として算定いたします。(別表2)  
減額には手続きが必要となります。国民健康保険被保険者証と、ハローワークで交付を受けた雇用保険受給資格者証をご用意いただき、お問い合わせください。  
問合せ先  
市役所市民窓口グループ  
☎52-1111(内線261262)

平成22年度地方税法等の

一部改正に伴う

## 市税条例の一部改正

主な改正内容は次のとおりです。

### 個人住民税

#### ◆扶養控除の見直し(平成24年度分から適用)

- ・16歳未満(年少扶養親族)の扶養控除(33万円)を廃止します。
- ・16歳以上23歳未満(特定扶養親族)のうち、16歳から19歳未満の扶養控除の上乗せ額(12万円)を廃止し、扶養控除額は33万円とします。

#### ◆同居特別障害者加算の特例の改組(平成24年度分から適用)

扶養控除の見直しに伴い、扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算の特例措置を特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改めます。

#### ◆扶養控除の見直しに伴う所要の措置(平成24年度分から適用)

- ・16歳未満(年少扶養親族)に係る扶養控除の廃止等に伴い、調整控除を改正します。

#### ◆生命保険料控除の改組(平成25年度分から適用)

- ・平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約などのうち、新た